

各教育・保育給付認定保護者の皆様

社会福祉法人中筋保育園
中筋幼稚園

令和5年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和5年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないこととなっているため、このたび令和4年度の実績を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

令和5年度公定価格の額について

貴施設（事業）における令和5年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いいたします。

（※）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければなりません。

（単位：円）

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育（1号）認定	3歳児	144,950	137,280	137,280	137,280	137,280	142,170	132,390	134,870	134,870	134,870	134,870	138,090	
	4歳児以上	136,400	128,730	128,730	128,730	128,730	133,620	123,840	126,320	126,320	126,320	126,320	129,540	
保育（2号、3号）認定	短時間標準時間	0歳児	192,520	196,330	196,330	196,330	196,290	196,240	196,190	196,190	196,190	196,150	196,150	197,920
		1、2歳児	196,850	200,750	200,750	200,750	200,710	200,660	200,610	200,610	200,610	200,570	200,570	202,250
	短時間標準時間	3歳児	110,670	112,810	112,810	112,810	112,770	112,720	112,670	112,670	112,670	112,630	112,630	116,070
		4、5歳児	115,000	117,230	117,230	117,230	117,190	117,140	117,090	117,090	117,090	117,050	117,050	120,400
短時間標準時間	3歳児	55,240	51,160	51,160	51,160	51,120	55,960	46,130	51,020	50,980	50,980	51,000	55,750	
	4、5歳児	59,570	55,580	55,580	55,580	55,540	60,380	50,550	55,440	55,400	55,400	55,420	60,080	
短時間標準時間	3歳児	47,060	42,810	42,810	42,810	42,770	47,610	37,780	42,670	42,630	42,630	42,630	47,570	
	4、5歳児	51,390	47,230	47,230	47,230	47,190	52,030	42,200	47,090	47,050	47,050	47,070	51,900	

*上記は、月を過ぎて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。